

2023年12月6日

経済安保版・秘密保護法に反対する！

秘密保護法対策弁護団・事務局長
弁護士 海渡双葉

第1 はじめに

秘密保護法対策弁護団の成り立ち。

岸田政権は、来年の通常国会に経済安保法改正案（経済安保版・秘密保護法案）を提出しようとしている。

第2 まずは特定秘密保護法の問題点を改めて考える

1 秘密保護法の大きな3本柱

- ① 国の安全保障に関する情報について、「特定秘密」に指定する。
- ② 特定秘密を取り扱う者を制限するために、「適性評価制度」を導入する。
- ③ 特定秘密を漏えいした者や特定秘密を取得した者を、厳しく処罰する。

2 特定秘密とは？

①防衛

②外交

③特定有害活動（我が国の安全保障に支障を与えるおそれがある情報を取得するための活動 / 核兵器、軍用の化学製剤、細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット、無人航空機、これらの開発・製造・使用・貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出・輸入するための活動 / その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの）の防止

④テロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で、人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動）の防止

以上の4分野の情報で、公になっていないもののうち、「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」。

※特定秘密の範囲が、広範かつ不明確になってしまっている。

3 適性評価制度とは何か？

特定秘密を取り扱う者（公務員だけでなく民間事業の従業者も含む）につき、

① 特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項

評価対象者の家族（配偶者、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母及び子）及び同居人の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む）、住所を含む。

② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

④ 薬物の濫用及び影響に関する事項

⑤ 精神疾患に関する事項

⑥ 飲酒についての節度に関する事項

⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

について調査を行い、その結果に基づき、特定秘密の取扱いの業務を行った場合に漏えいするおそれがないことについて評価する。

※評価対象者やその周辺の人々のプライバシーを侵害する。

4 秘密保護法による処罰について

(1) 特定秘密を取り扱う者が漏えい

→10年以下の懲役、1000万円以下の罰金。

漏えいが未遂で終わっても同様。

過失により漏えいした場合も処罰（2年以下の禁錮、50万円以下の罰金）。

※著しく重罰化している。

※秘密を取り扱う公務員等が萎縮し、特定秘密ではない情報についても開示を自粛するという影響が生じる可能性もある。

(2) 特定秘密の取得行為

人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した場合。

→10年以下の懲役、1000万円以下の罰金。

取得が未遂で終わっても同様。

※ジャーナリストや市民が情報を取得する行為も処罰の対象に。

(3) 共謀、教唆、煽動

上記(1)(2)について、行為の遂行を共謀し、教唆し、煽動した場合。
→5年以下の懲役。

※処罰が著しく前倒しになっており、話し合った段階や、あおったという段階でも処罰されてしまう。

5 国際的なスタンダードにも反する

国家安全保障と情報への権利に関する国際原則(ツワネ原則)にも反する。
国連・自由権規約委員会からも勧告。

6 秘密保護法第1号事件について

防衛省は、秘密保護法で定められた「特定秘密」をOBに漏らしたとして、海上自衛隊の1等海佐を2022年12月26日付けで懲戒免職処分し、自衛隊内部の捜査機関である警務隊は、1等海佐を秘密保護法違反で書類送検。

「何が秘密、それは秘密」という状況。

本件は不起訴となったが、本当に問われるべきは何なのか。

防衛省の秘密指定乱発という背景。秘密保護法の構造的な問題。

第3 セキュリティ・クリアランス制度の導入を盛り込んだ経済安保法改正案(=経済安保版・秘密保護法案)の正体

1 そもそもセキュリティ・クリアランスとは何なのか

①経済安全保障上重要な情報を、秘密指定する。

②当該情報にアクセスする必要がある者に対して政府による調査を実施し、信頼性を確認してアクセス権を付与する。

←これを「セキュリティ・クリアランス(信頼性評価)」と呼んでいる。

③情報が漏えいした場合は厳罰を科す。

※特定秘密保護法と同じ構図。

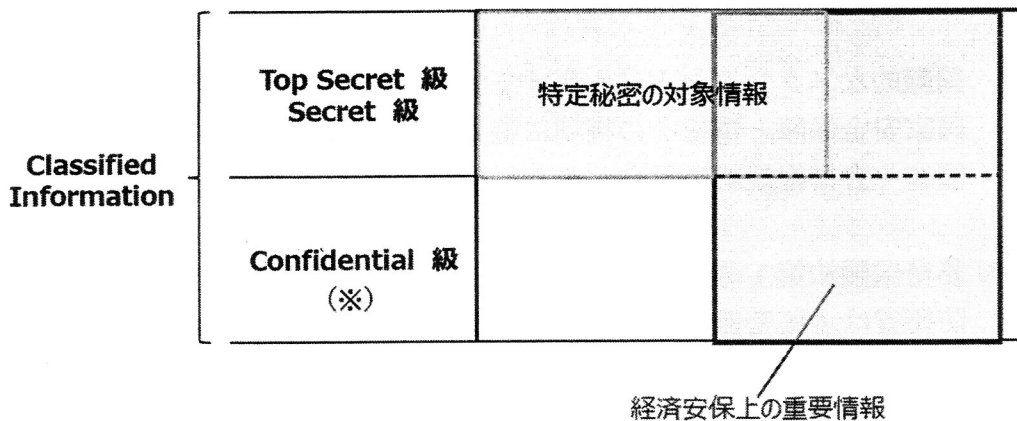
2 経済安保分野におけるセキュリティ・クリアランスに関する有識者会議の中間論点整理

その意図と、具体的な方向性。

3 秘密が大幅に拡大する

経済安全保障上の重要な情報のイメージ

- 経済安保上の重要情報とは、Top Secret及びSecretレベルだけではなく、Confidentialレベルもカバーする、下記のようなイメージになるのではないか。



(※) Confidential級については、行政文書の管理に関するガイドラインに基づき、各府省庁において保全措置がとられている。

4

4 信頼性確認（≒適性評価）によるプライバシー侵害のおそれ

サプライチェーンや基幹インフラのような、膨大な産業分野で働く労働者（研究者・技術者、実務担当者等）及びその家族や同居人が、セキュリティ・クリアランスの対象とされ、信頼性の確認（≒適性評価）を受けることになる。

プライバシーを侵害されることが危惧される。

「任意」とされるが、拒めば、会社が取り組む情報保全の部署から外されたり、退職を迫られたりする可能性がある。

5 法形式に関わらず問題がある

経済安保法を改正する形で法案を準備していると報道されている。

実質的には、秘密保護法の拡大に他ならない。

経済安保版・秘密保護法案に反対しよう！

以上